



国 労 福 島 県 支 部

放射線対策委員会ニュース

発行責任者 小松山広幸

編集責任者 小松山 聰

仙地申9号 「放射能問題」 団体交渉で改善を迫る

1月に提出した「仙地申9号放射能汚染に対する取組みについて」の申入れが、ようやく5月13日に団体交渉が持たれた。

国労が申9号で改善を求めた点は①処理されずに増え続ける産業廃棄物の問題であり、②国労調査によって明らかになった高線量箇所の除染や被曝対策、そして③健康管理のための血液検査や積算線量計の配備等である。

「国や自治体の指示に従う」 だけで良いのか？

国労側の11項目の申し入れに対し、会社の回答は全て「国や自治体の指示に従う」というもので、一企業として突出した対応は出来ないとしている。

しかし、組合側からは「自治体の除染対策は遅々として進んでいない状況」であり、現在も敷地内や休憩所設備周辺で高い線量が存在していることをデータで示し、だからこそ「利用客の安全やそこに働く社員のためにも企業が率先して除染なりの対策を講じる必要があり、引いては企業イメージの向上にもつながる」ことを主張した。

また、国が目標とする年間1ミリシーベルト以内の被曝量に対し、「国労調査によれば A 保険セセ社員の年間推計値は1.38ミリシーベルトと国の基準を超えており、会社はそうした環境で働く社員に対し、責任を持って除染対策や健康管理を行なうべきである」と追及した。

会社は自治体の除染が進まない状況等から、「国が1ミリシーベルト以内に抑えるために除染を進めと言うが、広大な県土の除染は果たして可能なのか」と疑問を呈し、現状の改善に向けた姿勢を全く見せなかつた。

元に戻す日まであきらめない

福島第一原発事故から二年以上が経過し、事故の風化が言われたり、原発の再稼働が目論まれている。しかし、子育てに悩み苦しむ県民の姿や今なお十六万人が避難をしている状況が存在している。

私達は、東電や国の責任を追求し続け、脱原発社会を実現しなければならないし、福島を安心して生き働き続けられる県土に戻すまであきらめるわけにはいかない。

なお、交渉の詳細は団交情報を参照してください。

産廃の適切な保管処理を

産廃問題での組合側の主張点は、「福島駅上屋工事で発生した高線量の堆積物の保管処理」や「仙総所や郡総所で増え続ける産廃の保管」、「設備職場で発生する産廃の適正な処理」等である。

この間、放射線量が高いため産廃処理が出来ないものについては、当面事業所で保管の扱いとなっている。しかし、こうした放射性物質が放置されていたり、P 社で勝手に表面を削って産廃処理したりする不適切な事象が発生していた。

この点を会社は、「高線量の堆積物や放射性物質については人が近づかない場所に保管している」とした。

国労は特措法で決められている適切な保管を求めたが、会社は特措法上の指定廃棄物ということではなく、中間貯蔵施設が出来ればなくなるものという認識を示した。

また、旧福島運輸区クラ内での汚染物質の洗浄設備について、上屋工事の発生物質の対応であり、今後の産廃洗浄設備でないことも明らかにした。

今後も、会員の皆様の意見を反映した行動を